

社会労働委員會議録 第十六号

昭和三十三年三月四日(火曜日)

午後一時二十三分開議

出席委員

委員長 森山 欽司君

理事 植村 武一君 理事 大坪 保雄君

理事 田中 正巳君 理事 野澤 清人君

理事 八田 貞義君 理事 滝井 義高君

理事 八木 一男君

小川 半次君 大橋 武夫君

加藤 謙五郎君 龜山 孝一君

草野 一郎平君 田子 一民君

中山 マサ君 藤本 捨助君

古川 丈吉君 松浦 周太郎君

山下 春江君 亘 四郎君

赤松 勇君 井堀 繁雄君

岡本 隆一君 栗原 俊夫君

多賀 谷眞雄君 堂森 芳夫君

中原 健次君 長谷川 保君

山花 秀雄君 吉川 兼光君

出席國務大臣

労働大臣 石田 博英君

出席府委員

労働政務次官 二階堂 進君

労働事務官 (労働局長) 龜井 光君

労働事務官 (労働基準局長) 堀 秀夫君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

三月三日

委員早稻田柳右エ門君辭任につき、その補欠として加藤謙五郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月四日

委員竹山祐太郎君、多賀谷眞雄君及

び西村彰一君辭任につき、その補欠として松浦周太郎君、勝間田清一君及び井堀繁雄君が議長の指名で委員に選任された。

三月三日

国民健康保険事業運営の円滑化に関する陳情書(横浜市長津村峯男)(第五五二号)

簡易水道施設拡張工事費国庫補助等に関する陳情書(横浜市長津村峯男)(第五五二号)

医療費の三割国庫負担等に関する陳情書(岸和田市岸城町一八三四岸和田市社会保険推進協議会長尾野三郎)(第五五四号)

精神薄弱児施設等の拡充強化に関する陳情書(東京都議会議長上条貢外九名)(第五五五号)

民生委員及び児童委員の指導研究費増額等に関する陳情書(広島市袋町五五の一社会福祉法人広島県社会福祉協議会長田中正雄)(第五五六号)

家族計画普及促進に関する陳情書(東京都港区芝白台金町一ノ三九日本家族計画連盟古屋芳雄)(第五五七号)

精神病患者の療養費国庫率引上げに関する陳情書(山梨県議会議長米山泉)(第五五八号)

結核健康診断及び予防接種の徹底等に関する陳情書(山梨県議会議長米

山泉)(第五五九号)

医業類似行為既存業者の業務存続に関する陳情書(東京都千代田区内幸町一の二全国療術協同組合代表黒田保次郎)(第五六〇号)

簡易水道事業の国庫補助増額に関する陳情書(東京都知事安井誠一郎)(第五六一号)

養老年金制度確立に関する陳情書(東京都渋谷区原宿三の二六六社会福祉法人全国社会福祉協議会長田子一民)(第五六二号)

未帰還者留守家族等援護法による医療給付期間延長等に関する陳情書(本荘市国立秋田療養所内秋田傷痍軍人会長小松太一郎)(第五六三三三)

特別失業対策下水道事業補助率引上げに関する陳情書(北海道市長会長高田富子)(第五六五号)

上水道事業の起債わく拡大に関する陳情書(東京都知事安井誠一郎)(第五六六号)

国民健康保険事業に対する国庫補助増額に関する陳情書外一件(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県町村議会議長会長森田金之丞外一名)(第五六七号)

同和对策促進に関する陳情書(和歌山県有田郡湯浅町長酒井真之丞)(第五七四号)

診療報酬一点単価引上げ等に関する陳情書(日本赤十字社副社長葛西嘉資外二名)(第五七八号)

保育事業に対する援護率引上げ等に関する陳情書外十三件(高知県高岡

郡窪川町長飯谷良徳外十八名)(第五八四号)

萩港に検疫所設置に関する陳情書(山口県知事小沢太郎外一名)(第五九一号)

工場等の汚水による岸漁業の被害対策に関する陳情書(静岡県追手町静岡岡原町村議会議長会長太田広吉)(第五九二号)

上下水道等建設事業に対する国庫補助率引上げ等に関する陳情書(横浜市長津村峯男)(第六〇〇号)

下水道事業に対する国庫補助増額等に関する陳情書外三件(東京都知事安井誠一郎外四十二名)(第六一一号)

水質汚濁防止法制定に関する陳情書(東京都知事安井誠一郎)(第六一二号)

を本委員会に参考送付された。

本日開議に付した案件

日本労働協会法案(内閣提出第三九号)

労働基準に関する件

○森山委員長 これより会議を開きます。

日本労働協会法案を議題とし、審査を進めます。質疑を続行いたします。

○滝井委員 日本労働協会法案に関する二、三の点について大臣に質問したいと思いますが、大臣は参議院に

行かれるそうでございますので、途中で行かれる都合もあるでしょうから、おもな点だけ先にお聞かせ願って、残ったところはまた次の機会にやらしていただきますと思います。

石田労働大臣が大臣に就任せられましてから労働政策の基本的な考え方についていろいろ大臣のお考えを伺ったわけでございますが、昭和三十三年度の予算を審議するに当たって大臣は、労働政策の目標として三つの点を掲げておられるようでございます。その一つは労働教育の振興ということであり、一つは最低賃金の実施、いま一つは職業訓練の総合的積極的な実施、こういう三つの重要な政策を掲げて、その達成に努力をせられておることについて、これは三つの目標が、それぞれ教育の面では労働協会法となり、賃金の面では最低賃金法となり、職業訓練の面では職業訓練法となり、具体的に法案に現われてきておるわけでござい

ます。いわば労働協会法というのは、石田労働大臣における精神的な支柱をなすものであるという考えが私にはするわけでございます。小坂さんが労働大臣になつて以来、千葉、西田、倉石、松浦、それから大臣と、こう四、五代ずつと労働大臣が続いて参つたのです

が、今回その精神的な支柱としての労働協会法を出しになることになつた、その提出の動機と申しますか、一体どういふことからこれを出すお気持ちになられたのか、それをまずお聞かせ

第一類第七号 社会労働委員會議録第十六号 昭和三十三年三月四日

願いたいと思います。

○石田国務大臣 日本の労働運動

これは組合運動だけではなく、一般に労働問題に対する取扱いを含んだ労働運動というものは、その歴史の浅さ、特殊性その他からいって、また日本が近代国家に入ってきたのがわずか百年くらい前にすぎないという点からいって、いわゆる近代的労働関係のあり方について、労使双方の知識あるいは認識が非常に低い、これは一般的にいえるのではないかと思うわけであり、使用者側の中にはいまだに、労働組合といえども、それが社会秩序あるいは経済秩序と相いれないものだという考え方が残っており、たしまた、労働組合運動をそのまゝ社会主義運動あるいは社会革命運動と申しますか、そのものの力をもって現在の社会秩序、経済秩序を覆えていく、こうとするような動きがあるかと思えば、また片一方におきましては経済組合あるいはレクリエーションの団体かというふうな考え方にどまっている者もあり、非常にこぼこぼこのように思われます。特に直接労働問題に関係の少ない一般国民の層に至りますと、なお一そうその弊がはなはだしい。私は、労働問題の取扱ひということだけをとり上げて考えますと、日本はまだまだ後進的要害が非常に強い、しかし日本の産業、特に工業力は今や世界の一流国に近づきつつある、こういう二つの状態を直していくことが、正しい労働運動、ひいてはよき労使の慣行の樹立になると考えたわけであり、すなわち、考えました動機は、日本の労働問題あるいは労働運動、労働

組合運動というものの現状並びにそれに対する労使双方、国民の認識の不足というところが原因でございします。

○滝井委員 それぞれ労働問題に関係のある資本家なり労働者あるいは一般大衆に非常な認識の不足がある、労働問題に関する限り非常に後進性が強い、こういうことでございします。同時に今の御説明の中でも、近代的な労使関係を確立しなければならぬ、こういうことを言われましたし、この設立の理由の中にもそういうことが述べられておるのですが、石田労働大臣の描いておる近代的労働関係の未来像という、あるいは現実には打ち立てようとするその姿というものはどういう関係にならばいいんでしょうか。

○石田国務大臣 第一に、基本的な考え方としては、労働問題の処理に当っては労使が完全に対等の立場に立ち、そして合理的な共存の道を求めていく、企業の繁栄はそれ自身が直ちに労働者諸君の生活の向上にもなり得る、逆に労働者諸君の勤労の成果は企業の繁栄をもたらす、同時にまたそれが勤労者諸君の生活の向上になり得るという形を双方でとっていくということであると私は思っておりますが、現在の法治国家のもとにおきましては、労働法規の順守を根本といたしまして、そしてその法規に従って、ルールに従って、労使対等の立場で労働問題を処理していくということが近代的な労使関係であらう、私はこう考えておるわけであり、従って近代的な労使関係は、そのまゝ封建性というものに对立するものでありまして、封建的な一切の労使関係を改めていくことが近代的という意味と考えておるわけであり

ます。

○滝井委員 近代的な労使の関係を打ち立てていくということは、労使が対等の立場に立ち、合理的な共存の道を歩み、企業の繁栄を願っていく、こういう立場になりますと、企業内部の経理その他についてある程度労働者に知らせなければ共存の道はやはり歩めないうと思ふのです。というのは、共存の道を歩むということはお互いが共通の認識に立つとき初めて共存の道を歩むことができるわけですね。そうしますと、ここに労働協約法を作つて、そしてその協会の働きによつて封建的な労使関係を近代的な労働関係に編成がえをしていくということになれば、当然そこに、たとえば西ドイツに見るような企業経営に労働者が参加をしていく、あるいは利潤の分配が、もっと経理の内容が明白にされて、労働者が均等に恩恵を浴するという姿が同時に出てくる、これが考えられなければならぬと思ふのです。私まじめにここに出

て、労働大臣のいろいろの意見も聞かしていただいたんですが、そういう点についてはまだ寡聞にして大臣から一言の御説明も聞いていないのですが、少くとも労使対等の道を歩み、そして合理的な企業の繁栄の道を歩もうとするならば、西ドイツがとつておるような姿は、一体現在の日本では考えられないものなのかどうか、こういう点一つ大臣の御見解を率直にお聞かせ願いたい。

○石田国務大臣 そのまゝの形については西ドイツの中でもいろいろ議論がございしますが、しかし方向として労使が経営の強化に協力することによつて、労働者諸君の生活の向上をはかり、同時にその勤労意欲を振起せしめるといふ方向については、私は望ましい方向だと考えておるわけであり、日本におきましては、生産性本部等におきましては、労使協議制についてすでに結論を得て公表いたしておるわけでありまして、これがそのまゝでいいか、悪いかは別問題といたしまして、そういう方向に向つて努力されることを望ましい。ただその場合に、いわゆる経営権の範囲につきましては、これはもっと研究をして明確にしておく余地はあるだろうと思ひます。日本労働協会において御研究を願いたい、あるいはその結論を広く世間に普及してもらいたいと思ひますことは、西欧諸国におきまして、そういうより前例の日本に対する適用の方法ということについても、研究していただくことが非常に大切なことと考えておるわけであり、

○滝井委員 今の大臣の御発言は、きわめて大事な発言だと私は思ひます。合理的な共存、しかも繁栄の道を歩もうとするならば、西ドイツのような利潤の分配の問題、あるいは生産性向上の問題、あるいは経営参加の問題等、少くとも封建的な労使関係とは異なつた近代的な進歩的な方向に向くことは当然必要であり、しかもそういう問題についてこそ、労働協約は積極的に研究をしていくことが必要であらうという御意見は、私がありがたく胸におさめておきたいと存じます。そうしますと、そういう方向に立つてこの労働協約法が動くことになるわけなんです、この日本労働協約法の立案に當つて絶えず労働者がいろいろの重要問題についての意見を求めておりました労働問題懇談会ですか、この御意見はお聞きになったんでしょうか。

○石田国務大臣 直接は実は伺わなかったのではありません。非公式にいろいろの方の御意見を伺いました。この直接伺わなかった理由を率直に申し上げますと、実は私は当初におきましては、この予算獲得について十分の自信を有さなかつたのであります。従つて十分に自信を持たなかつたものについて先にあまり公けにいたしておいて、平たい言葉で言いますと、あとで予算がとれなくて恥をかくことをおそれましたから、非公式にいろいろの方面の御意見は伺いました。

○滝井委員 どうも大臣からそういう工合に率直に打ち明けられると、追及のほが先が鈍るのでございしますが、私は大臣がそう率直に、どうも自信がなかつたので相談しなかつたと言われると工合が悪いのですが、この労働協約法というものが、少くとも石田労働政における精神的な支柱の役割を演ずるといふことになる、私はあつてもまた質問いたしますが、やはり労使共存の道を歩むという点にこの協約法の役割が通じておるとするならば、やはりこれはぜひ聞いていただかなければならなかつた点ではなかつたかと思ひます。大臣が率直にそう言われるので、これ以上は追及いたしません、いすれこれにはわれわれとしては大臣の今のようにな御答弁もありましたので、各界の意向というものを、おそまきながらこの国会で公聴会か何らかの形でやはり聞かしていただきたい、こう思うわけ、そこで大臣は、この協約法が予算がとれるかどうかかなかなか危なかつたので相談をしなかつたということでは

ざいですが、当初は多分経済基盤強化資金の十五億でなくてむしろ三十億くらいを御要請されておったのではないかと申すのです。そうしますと、それが六分が五分ぐらいの利子でまかなう場合に、三十億が十五億になったときの構想と、三十億の構想とは相当違った構想になるのではないかと申すのですが、当初大臣が抱いておった構想は三十億要求でございましたので、相当大きな構想ではなかったかと思うのですが、三十億が十五億に削減された、その結果何か大きな構想の上に變化を来たしたことがありますが、できれば当初の構想をお知らせ願いたい。

○石田国務大臣 当初は約二億圓ぐらゐの金を使いたい、こう考えたわけでありました。それを基金としてどうして要求したか、年々補助金なり助成金なりでやったらどうかという意見もございました。しかしこの仕事は基本的にはいかにしてよい人を得るかということにあると私は思います。よい人を得て、役所があるいは政府が干渉するという結果がないように、その人にすつかりまかせていける形にこの法律もなっておりますが、なっておりますだけに人を得なければならぬ、ところがよい人を得るためには、ときの政府の考え方あるいは政府のふところ工合というものによって補助金が左右されたりするようなことでは、働く人に安心して来てもらえない、従ってどうしても基金を設定して、政府がどう変ろうと基本的な基礎になるものだけはやっていけるんだということではなければならぬと思います。三十億圓の要求をいたしました。それが十五億圓に削減をされました、使える金が約半分に減った

わけでありまして。そこで当初は東京に本部を置きまして各産業の中心地区に支部を設けたい、こう考えておったのであります。半分に減りましたので初めはいわゆる本部だけ、東京における活動だけに限定せざるを得ないと思っております。ただしこの基金獲得は本年だけであきらめるわけのものではないと申すので、年々増加していくような方向をたどって参りまして、それとにらみ合せて全国的な組織の拡充ということも考えて参りたい、こう思っているわけでありまして。そこでこれは一旦満足いたしましたらその会長なり、理事の人たちの考え方に仕事の内容等はおまかせをするという考え方でいきたいと思います。

○滝井委員 初めの構想とは違つて、金が半分になったので本部だけをお置きになる、こういうことでございませう。私は経済基盤強化資金の中から十五億の金を出してその利子で協会をまかなっていくというふうな姿を見るにつけて、私たちが思い出すのは、戦前にあつた労使協会の姿なんです。協会は一体どういふ資金でまかなわれておったのか。人間の歴史というものは螺旋状に回っていくと言いますが、どうもやはり過去の経験とか、そういうものを少し修正して出してくる形が非常に多いのです。協会は、ちょうど大正七年の八月の富山の米騒動を契機として、物情騒然たる中に、社会政策立法をやりは作らなければいかぬというようなことが基礎になって、そして社会事業調査会というものを内閣が作つて、そして協会のいうものが答申されてきてきたという歴史を読んだことがあるのです。こ

の協会の金は一体何によつてまかなわれておったのでしょうか。

○石田国務大臣 当時の財界から集められた基金、それから政府の補助もありました。六百万圓のうち二百万圓が政府の補助で、四百萬圓が財界からの基金であつたように覚えております。

そこで、ついでにお答えをしておきますが、私は、協同会と同じじゃないか、こういう考え方に對しまして、協同会との構想との基本的な違いについて二、三申し上げておきたいと思ひます。それは協同会の基金は、ただいま申し上げましたように、大部分使用者側から出されておるが、その形は避けなければならぬということが一つであります。それを避けて、政府の出資でやる。第二には、協同会の果して

おりました労働問題あるいは労働争議の調停的な役割は、今日は中央労働委員会、公企業体におきましては公労委がやっておりますので、そういう仕事はやらないのであります。その他協同会がやっております研究調査それから教育、そういうことは協会で行うわけでありまして、その基金がよつてきたような立場、これは根本的に捨てていく、つまり第三者による中立性の確保というのを貫きたい。その点において非常に違つておるわけでありまして、すなわち協同会は、どちらかといひますと、使用者側の要求する産業平和というものを確保することを目的としたのに對しまして、この労働協会は、使用者側の立場でもなければ、労働者側の立場でもなく、いわゆる第三者的な立場に立つて、むしろ労働省といはしましては健全な労働運動の発達に労働者の生活水準の向上

をもたらすものだといふ確信の上に立つて出発をいたしておるわけであり

○滝井委員 今大臣から協同会と今度の労働協会の本質的に異なる点についてお伺いして十分わかつたのでござい

ますが、しかし問題は、非常によく似ている点は、六百万圓と申しますと、七百万にしても今の金で四十億ぐらゐの金になると思ふのです。そうしますと、やはり協同会は今金の金にして四十億ばかり、六百万圓を基金にしてその利子でまかなつたわけですね。いろいろ大臣が本質的な相違点を述べられたことについては納得をするのです

が、利子をもつてまかなわれる点というものが非常に似ておるといふことと、私がおそれるのは、なるほど協同会ができた大正七年からずっと終戦の当時まで歩んだ道というものは使用者側を中心とする労働政策あるいは労働教育の一つのセンターとしての役割を演じたのでしようが、今の日本の労働政策、石田さんの労働は、あとも述べますが、きわめて例外的な要素をある程度持つておることは認めますが、今

まで保守党の政府のもとにおいて石田さん以前の労働政策の歩んだ道というものは、それは第三者的な立場と言わんばかりか、むしろ使用者的な立場の労働というものが非常に強く出ておつたような感じがするのです。私は労働問題にはしろと申すが、しろとだけには觀察も鋭いと自認しておるのです。そういう感じがする。そうすると、むしろ大正七年に米騒動を契機としてできた協同会の方が、前面に使用者といふものが出ておつただけ正直ではなかつたかといふ感じがするの

です。むしろそこに使用者といふものが背後に隠れてしまつて、そして因にうものが前に出てきた格好は、いかにもそれは第三者がやるような格好には見えるけれども、その背後には厳然として使用者が控えている、こういう感じがどうもするのです。こういう点に對する大臣の率直な御意見といひますか、納得いくような御説明をお願いしたいと思ひます。

○石田国務大臣 私の前の人のやつた労働について私は批判したいと思ひませんし、何とも別に申しません。しかし私は少くともそういう立場をとつてきたこともございませぬし、今後したいとも思ひませぬ。この日本労働協会といふものの運営につきましては、人事を決定すれば、あとは労使におまかせするわけでありまして、その人事の決定に際しては、私の良心にかけて、そういう立場をとつておるのではないかと今お話をうな疑いを受けるようなことはいたしません。これは私は明確に申し上げておきたいと存じます。

○滝井委員 今の大臣の御答弁は、先般同僚田中君からの質問に對しても、とにかく会長の人事だけは公平無私の立場で、ほんとうに日本の労働教育を推進する意味でやりたいという御答弁をいただき、本日も重ねてそういう御答弁をいただいたので、その点については信頼をしたい、こう思ふわけですね。ただしかしあまりにも戦前の協同会と非常に似ている感じがするわけですね。しかも運営の金は利子でやるということ、幾分の疑問なきを得ないのです。最近こういう外郭団体的なものが

できて、そしてその運営のための経費というものが、何かこういう基金的なものを作つてその利子でまかなわれるという傾向が方々で出てきつつあります。たとえば日本生産性本部も同じように余剰生産物の資金が財政投融資に入つて、その財政投融資から十億だかを借りて、その金を又貸しをして、その利子を日本生産性本部に向ける、こういう形をとつてきているわけです。利子や運営していく形になつていゝ。今度労働協会は別にたな上げ資金四百三十六億の中からやる、こういう形になつておる。こういう形は、大臣の言われるように、国の補助金やその他のものでは非常に不安定で、優秀な人物を得るためには、どうしても年々歳々確定の資金が入つてきて運営するといふ点には異議ないのですが、ほんとうに恒久的に労働教育なりあるいは生産性の向上をやろうとするならば、何かそこにはつきりと国が一つの政策としてやはり金を出していくことが必要じゃないかと思う。何か不労所得みたいな形の利子をもつてそれで細細とやつていくという形じゃなくて、恒久的に毎年きまつた予算——われわれの税金、一般財源の中から出していくという形の方がかえつてずっときりするような感じがするのです。どうも生産性本部のような関係が出てくる。労働協会のまたこういう形をとるといふことは、どうもそこらあたりに石田労働大臣の言われるのと逆の形があるような感じがする。たとえば労働教育のために必要だといふときに基金から一定の利子七千万円とか八千万円しか出さないという弊害がそこに出てくるわけです。こういう点、何かそ

こに労働教育を推進していかれる上に基金の利子だけでは足りないという場合には、思い切つて恒久的に一般会計の方からでも出していくという形をおとりにならぬですか。

○石田労働大臣 もちろん補助金とかあるいは全く無条件な寄付金というようなものを拒むわけではございません。しかし私の申し上げたいのは事業の永続性というものを確保するためにやはり今のよう基金を作る必要がある。それを土台として仕事が行ひた場合の処置は、今御指摘のような方法をもちろんとしなければならぬと思ひます。それが必要でありまして、基金をふやしていくことも必要でありまして。しかし何と申しまして、土台だけは、極端に申しますと、人件費と基本的な運営費だけは必ずあるんだといふことではない、いい人は得られない。これは例は非常に悪いのでありますが、新生活運動の例をちょっと申し上げてみますと、これはやはり恒久的な補助金でやるということを出発をいたしました。しかしなかなか金額の上においても恒久性、定額性というものを保持できなくなつてくるような状態のうちに私は承知しております。こういう状態では困ると思ひます。いい人を得られない、またいい人に来てもらつてあとで何かの思ひざる事情でかえなければならぬといふことになりまして、これは非常にその人に對しても不信になりますし、そういう状態では私はい人は得られないと思ひますので、基本的な土台のものだけは基金と利子で確保しておきたい、こういうことでございませう。

○滝井委員 基本的な、いわば労働協会の核になる部分だけは基金で確保したいといふことはよくわかります。それにしては、たとえば第一年度で六分として九千万円程度です。そうしますと、協調会が大正九年に初年度の予算を組んだときは多分四十四万円くらいだったと思うのです。これは二億ちょっとの金なんですね。そうすると、まだ日本の労使関係というものがほとんど近代化の緒についたという非常に封建性の強い段階で、当時の使用者側にしても——当時は遊樂業一さんかだれかだったと思ひますが、当時の日本の資本家のチャンピオンは少くともあの当時四十四万円という金、二億をこえる金を組んで教育をやろうとした職見を持つておつたのです。ところが今石田さんは、労使対等の立場に立ち、合理的な共存の道を歩もうという段階で、一億以下の九千万円でやろう、こういうことなんです。これは私は構想はいいんですが、どうも協調会と似ておると言ひましたが、その予算の面を見ると協調会に隔たることあまりにも遠いので、ちよつとがっかりするんです。が、こういう点はどうお考えになつておりますか。

○石田労働大臣 その不足という点は、全く私も不足に思ひます。おっしゃればその通りでございませうが、この構想自体をわかつてもらうのに相当ひまがかかりまして、私自身が当初の基金すら一体今度の予算に組めるかどうか——生まれつき気が弱い方でございませうけれども、気が弱い私がより一そう自信を持ち得なかつたやうな状態で、ようやく私としてはこまごまこまごま考えたおるわけであり

ます。しかし決してこれで満足しておるわけではございせんので、それは逐年基金の増加、あるいは要すれば補助金の獲得にこれから努力をして参りたいと思つております。ただ協調会の場合は、これは間違つておるかもしれませんが、初めに何か相当な建物を建てたのじやないか、今のような建物を建てるのに相当な金がかつておつたのじやないかと思つております。私どもの方では特に特別な建物を建てるなといふことは考えておりません。事業自体でやるつもりでございませうが、比べられて金が足りないじやないかとおっしゃれば、決して満足だとは申しませう。御協力を得て逐年ふやして参りたいと思つております。

○滝井委員 経済上の問題はそれくらいにして、次にこの法案が石田労働行政の歴史のたのめ法案であるといふ点において、日本におけるそういう問題の歴史のたのめ法案について一応石田大臣の見解をお聞きしておきたいのです。昭和二十八年にアメリカで池田・ロバートソン会議があつたわけですが、そうして池田・ロバートソン会議を契機として愛国心の問題が当時論議をせられました。そして日本にも愛国心教育をやらなければいかぬといふことを強くアメリカから要請をせられて、池田さんが日本に帰つてきた。そして具体的に教育二法案といふものが国会に上程せられることになりました。さらに教科書法案、教育委員会法の改正といふものが出て参りました。それらの一応基礎固めが終ると、具体的な問題として道徳教育の問題が出、勤務評定の問題が出てきたわけではございませう。

私に冒頭に申し上げました通り、小坂さんから松浦労働大臣までの労働行政とは非常に違ふところがある。というのは、この点なんぞでございます。先般の委員会であつたの前の大臣の松浦さんは、自分の労働行政といふものはマホメットの労働行政だ、左手にコーランを持ち、右手に剣を持つ、こういうことを日経連の總會でも御演説をされたのです。自來私はずっと日本の労働行政を客観的に見ておりましたが、今まではやはり右手の剣が多く働きました。あなたの労働の初期においてもそういう傾向が見えたと思ひます。しかし石田労働行政二年に入つてから、いわば右手が次第に低くおろされて、左手のコーランが上り始めたといふことなんです。日本の青少年に精神的バックを与えるために勤務評定とか、道徳教育が出る時期に、労働行政において左手のコーランが高く上げられつゝあるといふことは、やはり私たちは無視してはいかぬと思ひます。いわば石田労働行政の一つの転換期に立つておるというところなんです。こういう点においてむしろこの左手のコーランの役割を演ずるものとしての労働協会の法といふものを私たちは非常に重く見るのです。それは物質的な裏づけとしての最低賃金法に比しても劣らない重要な法案であるといふのは、そういう昭和二十八年以来の歩み来たつた、ここ四、五年の日本の状態を見ても、そういう感じを非常に濃厚にするのです。われわれは日本の労働運動の近代化をはかるために、労働者といふものが知的にもきわめてすぐれたものになることを望みますが、労働教育といふものは二つの面が

考えられると思うのです。一つは労働者を近代的な労働者に仕立て上げながら、今一つは組織化していくという方向が一つ、今一つはわが小学校教育における道徳教育というものが、木口小平は死ぬまでつばを放しませんでしたという形で道徳教育が行われるのか、それともほんとうの社会の中における道徳というものの、個人が尊重され、基本的人権が尊重されるという道徳、主権がわれわれ国民にあるという道徳が確立される道徳教育ならば、これはよりよい道徳教育だと思ふ。それと同じように、組織的な労働者、知的な労働教育、組織率を高める労働教育までいくのか、それとも御用組合を作る労働教育にいくのか、こういう二つの問題があると思うのです。私はあなたを疑うわけではないけれども、池田・ロバートソン会談以来の一連の動き、その中の一つの歯車の役割をする労働教育、いわゆる左手のコーラの役割の仕事をもしありとすれば、これらの二つの労働教育の中における一つである組合御用化の道、あなたの意図しているものと違つた方向に追いやられる可能性が出てこないとも限らない。こういう点が心配なのです。

そこでこれらの四、五年來の歴史的な歩みを顧みて、われわれと世代を同じくするあなたですから、私はそういうことはないと信じておりますが、ここにこの数年來の歩みをかんがみて、大臣の率直な考えを承わっておきたいと思ふ。

○石田 閣下 池田・ロバートソン会談に出席する動きと関連があるかという点であります。私は不勉強に池田・ロバートソン会談の内容とい

うようなものについて詳細を知っておりません。従つてそれに関連があるわけはまずないわけでありませう。

それからもう一つ、愛国心の問題であるいは道徳教育の問題。これは私の個人の認識でありませうが、愛国心というのは自然に作られるべきもので、むしろ民族及び個人の持つ本能的な要素が当然基礎になるべきものだ、私はこう考へております。これに特殊な体系を与へることは不自然である、こう思つております。それから道徳の問題は、結局、結局するところは、たゞいまの御議論にもございましたように思ふますが、社会と個人との関係、その関係を規定する、その関係をよりよく、より美しくする規律を、あるいは戒律というふうなものを教へていくことだと思つておるわけでありまして、根本はやはり個人の人格の尊重と、このことが、基礎になつていくべきものだと思つておるわけでありませう。そういう立場から見まして戦後の日本の状態というものは放置してよいものではない、私は思ひませう。愛国心の問題は、時日が解決をし、本能的なものでありますからだんだん展つて参りまするし、道徳にいたしましても、初めに道徳があつて、社会があとからできたのではなくて、人間の社会が初めにあつて、その社会の中に個人がよりよく生きていくために、だんだん道徳というものが生まれ、それが變つてきておる、こう考へておりますが、それだからといつて為政者が全然放置していいものではないと思ひませうけれども、一定の型を押しつけていくことは間違ひだ、私はこう考へておるわけでございます。これは、しかし全く私の個人の

哲学と申しますか、考へ方でありませう。

従つて私は日本労働協会の意図する労働教育というものは、決して御用組合を作つていくものとは思つていないのであり、そう考へてはならない。これは現行の労働組合法にも、嚴重に考へておるのを禁止する規定が設けられてございませう。労働協会の作ろうとする新しい労使関係というものは、現行法規の順守を建前といたしておるから、御用組合を作る目的のものとは全く相背するものでございませう。ただこの際誤解のないように申し上げておきたいのでございませうが、日本労働協会は、あくまで政府が出資するだけ、そうしてその出資した金の正しい使い方を監督するのであつて、その業務の内容、方向というものは、政府から離れて独自にあるべきものだと私は考へております。従つて、その独自のものは何か、それはやはり良識ある第三者によつて与えられる方向、そしてそれが健全な労働運動というものを助長し、組織化を推進することによつて労働者諸君の生活を守り得る、向上せしめ得ると私は考へておるわけでありませう。

先ほど松浦前労働大臣のお言葉の御引用でありました。私はやいばという言葉が、もし敵に對するものという言葉を、使いたくないと思ひます。やはり同じ社会、同じ国家の中に暮らして、しかも民族を同じくして、好むと好まざるとを問わず共存の道を歩まなければならぬ以上は、その中におるいかなる人

に対しても、私は敵という考へ方をもつて臨むべきものではないと考へております。

まず私を敵という人はずいぶんありますが、私の方ではそれは考へません。それから、私自身の考へ方が、初めはやはりやいばの面があつて、今は幾分か變つたというお話でございませうが、私は日本の労働運動の中に是正すべき面、反省をしていただかなければならぬ面、未成熟な面、行き過ぎの面もあつたというところは、どなたもお認めになるだらうと思ふ。そういう場合に、そういうものを矯正する指圧療法、あるいは矯正のことは、ときどき行政機関としてはやはり考へなければならぬ。彈圧療法とおっしゃいますが、私は指圧の反射療法みたいなものであると私は思つており、基本的には労働者諸君の生活を向上させるために一貫してやつて参つたつもりでございませう。

○森山委員長 この際、赤松委員より御要望がありますので、労働基準に關する点について特に質疑を許します。本日の本來の議題外でありますので、委員長との申し合せ通り、五分以内にお願いいたします。

支拂わなければならないが、たゞい支拂わなくても同法違反ではなく、刑事罰を加ふるべきではない、こういうような判決が名古屋高等裁判所で行われたわけでありませう。これにつきましても、愛知労働基準局長は、困つた判決だ、罰金金は支払うべきであるといふのが常識だ、この判決は支払わなくてもよいといつてゐるのではないけれども、實際問題としては刑事罰のバック・アップがないと行政指導上困難だ、こういうことをいい、さらに高檢の検事は、これを最高裁に上告する、従つて、法律の文理解釈はともかく、その精神をくめば、名古屋高裁の判決は、どう考へても全くおかしい、こういう見解をとりまして上告の手続をとつたのでございませう。

これは名古屋に發生しました女子従業員十一名を使つておる工場のできごとでありませうが、四時間十分の時間外労働をさせた。そこで労働基準法で三万二千九百五十四円八十六銭の罰金金を払わなければならないのに、一万六千五百九十一円六十九銭しか払わなかつた。そこで愛知労働基準局長は、基準法三十二條、同じく三十七條違反でその使用者を起訴したわけでありませう。事件を起訴されたわけでありませう。決は、昨年九月三日、名古屋高裁の法廷で開かれまして、三十二條違反、三十七條違反、両方とも有罪、罰金三万円の判決があつたのでございませう。ところが、これに對しまして被告の方は、同法三十七條の規定によれば、使用者が罰金金を支払う場合は、災害その他の理由で時間外労働させたときか、労働組あるいは労働者の過半数を代表する者と協定をしたときに限られて

おり、この量刑は不当である、こういう理由で控訴をしました。そこで第二審の判決公判は、去る二月五日に開かれまして、名古屋高裁の影山裁判長係で開かれて、被告の言い分が認められて、三十二条については有罪、三十七条は無罪、量刑も非常に軽くなって、罰金一万五千元、こういうことになったわけでございます。この判決によりまして、私は判決文は見えておりませんが、新聞報道によりまして、この判決は、使用者が労基法に規定した手続をとって時間延長すると、法律上は罰増賃金を払わなければならない、相談なしにやったときは、違法ではないということになっておいて、この判決文の中に、払わなければならないが、刑事罰は加えるべきではないという注釈がついておるといふのでございます。これは、愛知基準局としましては、罰増賃金制度の根本に揺れる問題である、もしこういう判決がありますと、基準法の罰増賃金制度が根本的にくずれてしまうということから非常にこれを重要視しました。高裁も同じくこれを重要視いたして上告の手続をとったのでございます。この問題は名古屋高裁がこういうように判決を下したということになりました。基準局が先ほど申し上げましたように行政上非常に困った問題が発生した。なお労働者が労働組合方面におきまして、もしこのような判決が正しいというふうになって参りますれば、基準法の精神は全く骨抜きになつてじゅうりんされてしまうといふので、非常に問題になっておるのでございます。これはひとり地方の問題ではありません。当然最高裁において論争される重大な問題でございますが、

私はこの判決文に対する批判を労働省に求めているのではないのであります。問題は、労働基準法をば忠実に実施しなければならぬ監督行政の立場にある労働省といたしましては、今後どのような態度をおとりになるか。またこの判決文は今控訴中でございますから、最高裁で最後の判決が下ると思ふのでありますけれども、これらに対して行政府としての見解をこの際明らかにしていただきたい、こういうふうな思ふわけでありまして、特に基準法の三十二条、三十七条の解釈につきましても明確にしたい、こういうふうな考へるわけでありまして、
○石田田務大臣 私はその事件について今初めて伺うので、基準局長からお答えをいたします。
○堀政府委員 ただいまお話の問題は、労働基準法第三十七条の解釈の問題にからむ事件でございます。三十七条には、使用者が、第三十三条あるいは三十六条の規定によつて労働時間を延長し、あるいは休日労働させた場合におきましては、罰増賃金を払わなければならない、このように規定してあるわけでございます。そこでこれにつきましても、この三十三条あるいは三十六条の手続によらないで、違法に時間外労働あるいは休日労働をさせたときはどうなるのかという問題が出るわけでございますが、労働基準局といたしましては従来から一貫いたしましてこのような場合には当然三十七条の義務がある、罰増賃金支払いの義務があるのである。従いましてこれに違反すれば三十七条の違反にもなる、このようない見解をとつておるわけでございます。ところがただいまお話のように、名

古屋の一綿糸工場におきまして、女工の時間外労働違反事件があつたのであります。これに對しまして名古屋の簡易裁判所の最初の判決によりまして、三十二条違反であると同時に三十七条違反であり、この併合罪が成立する、このような見解をとつたわけでありまして、これに對しまして被告から控訴がありまして、名古屋高等裁判所におきましては二月五日に、三十二条違反であることは当然であるけれども、三十七条違反には該当しない、これは罪刑法定主義の原則に反するものであるから、そのようなこれに違ふような解釈はとれない、このようない判決をしておるわけでございます。従いまして労働基準局としての解釈、それから検察庁としての解釈と、名古屋高裁の判決とは違つておるわけでございます。
そこでこの処置でございますが、われわれの方といたしましては、最高検察庁とも連絡をとりまして、最高検から刑事訴訟法の四百六条に基いて、法令の解釈に関する重要な事項を含む判決であるからという理由をもちまして、最高裁あてに二月十七日に上告受理の申し立てをしておるわけでございます。われわれといたしましてはただいまのような考え方を持っておるわけでございます。ただいま上告申立中でございまして、最高裁のこれに関する処理を待ちまして、検察当局とも相談の上善処したいと考えておるのでございます。
○赤松委員 基準局長の今の見解なり御答弁は、労働大臣の御答弁あるいは御見解と解釈してよろしうございませうか。

○石田田務大臣 けっこうであります。
○藤山委員長 引き続き日本労働協会法案について質疑を続行いたします。
○滝井委員 今ちょっと中断されましたが、今までの行政というものは右手のやいばの方が働くことが多くて、むしろ左手のコーランというものが働くことが少かつたということを述べたわけですが、今池田・ロバートソン会談以来、学校教育における道徳教育が問題になるその時期を同じくして、労働問題においても教育ということが政治の日程に上つてきたという、こういう相関関係の重要性を質問をいたしましたわけですが、それについて労働大臣の率直な御所見があり、自分としては労働教育というものは政府は金を出すだけであつてあとは公正な監督をやつていくのだ、こういう御説明でございまして、私が心配をするのは、石田さんのような公正な人が労働大臣である間はそういうことでよろうかと思ふのですが、まあ少し反動的な、左手より右手の方をよけに上げる大臣が出ますと、この事態というものは一変をしていく可能性があることは、すでに戦争中に協議会がだんだん産業報国会にいつの間にか肩がわりされてしまつたといふ、そういうあつものにこりてなまを吹くわけではないけれども、歴史を持つてゐるわけですが、そういうことをわれわれが心配をするのは何も抽象的に心配するのでなくして、すでに具体的にこの条文の上にもあるわけですから、あとでこまかい条文は指摘します

が、一体労働大臣は今いろいろ御説明をいただきましたが、この協会の政治的な中立を保つていくためにはどれだけの具体的な配慮をやつていくのかということなんです。
○石田田務大臣 まず首腦者の人選について先ほどから申しましたような態度で臨みたい。第二は条文の中に、第三十五条の三項に協会の業務の運営の自主性に不当に干渉するものであつてはならないとして労働大臣の監督権に限界を設けております。その二つによつてこの自主性を貫いて参りたい、公正さを貫いて参りたい。それから会長の任期は四年でございます。当初の任命に十分注意をいたしますならば、それが四年の間に協会の性格というものを形作つていつてもらえるものであつて、人がどうかわつてもそれは、たとえば労働大臣がかわつても、その四年間にでき上つた形というものを急激にあるいは逆の方向へ持つていくことは私は防げるものだ、こう考へてゐるわけでありまして。
○滝井委員 それでは大臣の今の御答弁に私は具体的に指摘してみたいと思ふのですが、まず会長と監事、これは大臣が任命をせられます。従つてまず石田さんのような公正な方が大臣でおられる間は私はそう心配はないと思ひます。しかし問題は、今度は会長が任命をする理事というものの任命の段階になると、大臣の承認を必要とするのです。そうしますと承認をしなければ会長がいかにこの人を適任者と思つて任命しようとしても、おそらく条文の上からできないと思ふ。そうしますと、ここです第一に、石田さんのような人はいいですが、少し反動的な人

○滝井委員　今盛りたくさんの労働教育の具体的な御説明がありました。が、それらの盛りたくさんの労働教育が、きわめて官僚的であつたと大臣みずすか

らが御告白をなさったわけですね。従って今後労働協会の運動と申しますか、教育目標というものは、実効性がある限り、大衆性のあるものにしていくたい。従って今までの労働省のやった教育というものは他山の石とはできぬだらう、きわめてわれわれの共感を呼ぶ御答弁をいただいたわけなんであります。

す。そこで労働省が今までやっていたいろいろの教育のお述べをいただいたのですが、今度の予算を見ても、労働教育費として千六百十九万五千円、その中でも一番おもなものは「週刊労働」の発行の経費だと思えます。そうしますと、「週刊労働」と今後できる「労働協議会との関係」というものはきわめて密接

なものになっていくことは明らかなんです。一国の労働行政というものがどういう方向に向いておるかということとを、やはり中立の立場で教育をやるにしても、労働協会というものは、知っておらなければならぬと思うのです。従って将来労働協会と「週刊労働」との関係というものは、一体どういふこ

なにするのとかいうことです。今まで私たちは「週刊労働」を読んで参りました。しかし「週刊労働」は一方的に政府のことばかり書いておるのです。簡単に言うとう、都合のいいことはかり書いておるのです。そしてあげけないことはなほだしいというのが「週刊労働」の実態です。読んで大して参考に

ならない。一千万円をこえる金をお使いになってあれをお出しになっておる。その努力には敬意を払いますが、

「一体今後労働協会と「週刊労働」というものはどういう関係になっていくのか、これはきわめて重要なことだと思ひます。」

○石田国務大臣 労働協会が行います広報活動というものは、やはり労働協会ができて、その構成員で、たゞいま申しましたような方向に向つて御研究を願ひたいと思つております。その場合におきまして「週刊労働」との関係は、「週刊労働」自身をもつと大衆的なものにするか、あるいはまたそれにプラス・アルファしたものを別に考えるか、そういうようなことはこれからあとできた人々たちによつてお考えをいただきたい、こう思つておる次第であります。

○滝井委員 そうしますと「週刊労働」は労働省の予算の中で、労働省自身の機関誌と申しますか、そういうものとして一応しばらくはやつていく、それから協会ができれば、協会のそういう週刊誌的なものあるいは月刊誌的なものを出すか出さぬかは協会できめたいがよろう。われわれは「週刊労働」と労働協会とは一応そこに合体をして一つのものを出すことではないのだ、一応別個のものとして出すのか、こういうことなんです、そういう理解の仕方です。

○石田国務大臣 現在の予算の面はそうでございます。ただ実際運営をして参りまして、その後において、明年度の予算編成のときとかあるいは適当な機会に再考を要するような事態が生じましたならば、そのときは別に、またあらためて考えなければなりません、予算の面ではたゞいまおっしゃった通りになっております。

○滝井委員 そうしますと一体現在「週刊労働」を出すためにはどれだけの人的な構成が持たれておるのか。同時に私が新聞か何かでいろいろ読んだのは、労働省の構想というものは「週刊労働」と協会とを一本にしていくようなことを読んだことがあるのです。それでそこあたりを今お尋ねしておるのですが、一体「週刊労働」はどれだけの人的構成であつたか、それを出さておるのか、それから一方労働協会というものは今年度利子を先にもらつて、それで発足することになるのだ、その場合の労働協会の構成員はどういうことになっていくのか、この点を一つ明らかにしてもらいたい。

○亀井政府委員 現在「週刊労働」の編集その他に従事しております職員は十名でございます。そのうち公務員が三人入つております。将来この団体としてどれくらいの規模で運営するかは、先ほど来大臣が申し上げますように、会長、理事がきまりましてから具体的に検討されるものと考へるのであります。十五億、六分の運用収入で回しますと、大体九千万円の事業を行うという事業規模で考えらることは、一応われわれとしては四十人ないし四十五人という事務職員の数を考へております。しかしこれは最終的に、新しく来大臣が申し上げますように決定をされるということになります。

○滝井委員 そうしますと現在「週刊労働」では十人でやられておる。新しくできる労働協会というものは四十人ないし四十五人になるということであり、そうしますとその協会の四十

人ないし四十五人という中には当然会長と五人の理事と二名の監事というものが入つておるのですか。

○亀井政府委員 役員は別にしまして職員だけのことを私先ほど申し上げたのであります。

○滝井委員 職員だけということになりますと、この構成は約五十人以上が常勤の形になるわけですね。会長は常勤の職員になるのですか。

○亀井政府委員 会長一名、理事五人以内、監事二人以内というのが法律の予定しております定員でございます。が、会長はもちろん常勤とわれわれは考へております。理事五人の中で二人は常勤として三人は非常勤とするのが適當ではないだろうか。と申しますのは、大学教授その他適當な方を選びますには、やはり非常勤の職員も一応念頭に置いておきまないと、優秀な人材を集めるのがむづかしいかと考へておりました。監事二人は非常勤で差しかえないというふうに考へております。これも先ほど来申し上げますように具体的にには会長がきまりましてから決定されるべきものだと思います。

○滝井委員 会長が常任になつて理事の幹部は公正な立場で、労働問題に対して豊かな学識経験を持つておる者だ、そうしてこの機関が労働問題に関する学問的な研究や資料の整備をやるし、同時にいろいろな講座等を開いていく、情報活動もやる、こういうことになりまして、相當な給料をもらわなければ会長や理事に専念する人はいない。それはいい加げんな者を持つてくれば、だれでもおると思うのです。しかしさういふ労働大臣が言われたよう

な相當な人物を持つてくると、相當な高給をやらなければならぬということになるのですが、一体会長とか理事などの理事者の俸給は常勤、非常勤幾らの給料をおやりにするのですか。

○亀井政府委員 これも具体的には協会が成立しましてから定款できまして参ることと思ひますが、一応われわれが頭に描いておるものは、福祉事業団の理事長、理事、監事というようなものの給を頭に描いております。職員はわれわれは別に考へております。会長は大体十三万円、常勤の理事が十一万円というところが一応われわれの頭にあるものであります。職員については優秀なスタッフを集める関係上、その賃金についても社会的な相場というものを十分頭に描きながら決定されていくものと考へております。

○滝井委員 あと少しまだ大臣に残つておりますが、事務的なことはきょう私ちよつと十分準備してきていないので一応これで終ります。

○森山委員長 それではこの際、前回の委員会において井堀委員より御質疑のありました機関車労働組合の問題につきまして、亀井政府委員から答弁を願ひたいと思ひます。

○亀井政府委員 前回の委員会において、国鉄当局が十二月に出した通牒をめぐりまして、機関車の支部におきまして三六協定の締結を見ておるにかかわらず、二四協定の締結について当局はこれを拒否しておる事実についての見解を求められたわけでございますが、その後具体的に国鉄当局と連絡をいたしまして、その通牒の内容その他について事実を調査いたしましたのでございす。確かにそのときに御説の中にござ

いましたように、十二月二十日付で機関車労働組合に対する今後の取扱ひ方についてという通牒は出されておるのでございます。そこでこの機会にわれわれとしまして国鉄と機関車労働組合との間に存在しておる問題点について説明をいたしますことが、この前の御答弁にならうかと考へておるのでございます。第一は現在の機関車労働組合の委員長、副委員長、書記長の三人が四三三の違反の状態にある。すなわち公労法十七条で解雇された者がこの三役を占めておるというところに第一の問題点がございます。そこでわれわれとしましてはこの三役特に組合を代表する権限を規約上持つておる委員、委員長、副委員長が四三三違反の状態にあるという問題につきましては、現在公労法に不当労働行為として団体交渉拒否についての申し立てがなされておるわけでございます。従ひましてわれわれとしてこれに対する法的な見解は、それが団体交渉拒否の正当な理由になるかどうかという法的な解釈につきましては、公労法の規定に待ちたいと考へておるのでございますが、歴史的にこの経過を見ますと、昨年の春闘において四人の職員が解雇されて、その後この組合の正常化のために大会あるいは中央委員会等の機会もございまして、あるいは昨年は藤林公労委会長の個人あつせんもあつたのでございまして、いすれの機会におきましても機関車労働組合としましては正常化に対して一歩も近づくことはなく、依然として委員長、副委員長、書記長を解雇された者から選任をし、この地位を埋めておるような状況でございまして、当局とし

ましてもうこの法律無視の機関車労組に對しまして団体交渉拒否の態度に出ることもやむを得ないものとわれわれは一応考えております。これは事実問題として考えておりますが、法律的なぎりぎりな解釈につきましては、先ほど申し上げましたように、公労委に不当労働行為の申請がなされておりました、公労委におきまして目下審査が行われておりますので、その結論に待ちたいと思ひます。ただわれわれとしては、そういう事態のいかんにかかわらず、できるだけ早く機関車労働組合自体が正常化に一步踏み出すということを期待をいたすのでございます。

それから第二の問題は、この十二月二十日の通牒につきまして、これは不当な組合に對する介入である、従つてこの通牒を撤回しろというのと同じく不当労働行為事件として公労委に目下係属をいたしておるわけでございませう。従ひまして、これに對しまする法律的な解釈も意見も公労委の判断にわれわれとしましてはおまかせをいたしたい、われわれがここで結論を申し上げることは避けたいて考えておるのでございませう。ただここでこの問題につきまして申し上げたいことは、機関車労働組合というものは、いろいろ意見はございませうが、一応組合もいわゆる単一組合というふうな考え方をとつておるのでございませう。現在の機関車労働組合のあり方を見ますと、下部の支部並びに分会というものは、やはり中央の機関車労働組合の指揮統括のもとに動いておるのでございまして、これは明らかに連合体とは違つ性質を持っておるわけでございます。そこ

で、大会あるいは中央委員会におきまして解雇されました三役を選任いたしまするについては、下部からいわれる支部から単位によりまして選定された代議員あるいは中央委員というものが、それぞれその解雇された三役を選定しておる選挙に参加をいたしております。従つて、そういう違法な状態の正常化につきまして、何ら下部の機関車労働組合の努力が見られていない。従つて、機関車労働組合本部における瑕疵の状態は、当然下部にまで影響を及ぼすものとわれわれは解釈するのでございませうが、これもまた先ほど申し上げましたように、法律的にはぎりぎり公労委の不当労働行為事件として目下係属をいたしてあります。その方の結論を待ちたいと考えておるのでございませう。

第三の問題点は、この前も御指摘ございましたように、機関車労働組合の分会、支部におきまして三六協定は締結しておるが、三四協定についてこれを拒否しておるというふうな御意見でございます。この事情を調査をいたしましたところ、三六協定は一応締結がなされておるようでございますが、これは従来の三六協定の期間の更新という手續において労働基準監督署に届出がなされておるようでございます。二四協定につきましては、まだその協定の成立を見ていないという現状でございます。ただこれにつきまして当局が交渉に應じないという態度で、通牒はそういう形になっておりますが、そういうことを含めて、二十四条協定を結ぶことが適當であるかどうかというところを含めて、すなわち窓口と内容とを含めまして、目下五つの地方調停

委員会に調停申請がなされております。調停が今行われておる段階でございますので、われわれとしましては、この問題に對しまするはつきりとした見解を申し述べることが差し控へさせていただきます。ただいかに思ふのでございませう。ただいかに思ふのでございませう。三六協定あるいは二四協定というものは、おのずから性質の違つてあることをわれわれとしても一応考えておりますが、これらに関連いたしまする基本的な考え方については、地方調停委員会に係属中の問題でございませう。ただいかに思ふのでございませう。三六協定あるいは二四協定というものは、おのずから性質の違つてあることをわれわれとしても一応考えておりますが、これらに関連いたしまする基本的な考え方については、地方調停委員会に係属中の問題でございませう。ただいかに思ふのでございませう。三六協定あるいは二四協定というものは、おのずから性質の違つてあることをわれわれとしても一応考えておりますが、これらに関連いたしまする基本的な考え方については、地方調停委員会に係属中の問題でございませう。

以上でございます。○井堀委員 今御答弁のありましたことは、これは格別われわれも問題にしておらぬのであります。この前も御ねいたしましたことが基準法の二十四条、三十六等の関係をも具体的に取り上げたから例をあげたわけでありませう。今のあなたの解釈から参りますと、公労委にこの判断をまかせて、その間労働省は開店休業だという答弁にしかならぬのであります。私はその部分的なものについての解釈については、そういう提訴が行われておるといふ事実に対して、そうであつていいと思ふ。しかし労働省の任務は、言うまでもなく全体にわたつての問題で、ことに私は公企労法の解釈上の大きな間違いを起しておるのではないかというところを問うために、こういうわかりやすい具体的事例を多賀谷委員があげたと思うのですが、ここから話をすればきわめて明確になるので取り上げたのですが、今の解釈を聞きますと、全く

公企労法というものをばらばらにして解釈しようとしておるきらいがあると思ふ。言うまでもなく、いずれの法律でもそうでありませうが、特に労働法規というものはやはり近代的ないろいろな多様な要素を含んでおる。そういう説明を聞きまして長くなりますから、要点だけを私の方からお尋ねして今の問題に関連してさらにお尋ねしたいと思ふのですが、公企労法の第三条の規定ですが、これはどういうふうにお解釈になりますか。三条の中でこの公企労法に定めのないものについては労働法の解釈に譲つておるわけですか。この考え方はどのようにお考えでございませうか。

○亀井政府委員 公企法その他いわゆる三公社五現業の職員の組合につきましては、当然労働組合法が適用になるわけでございます。ただ三公社五現業の職員の団体に特有な性質、すなわちその持つておる業務の性格あるいはその他のことからいたしまして、四条におきまして一応労働組合法と違ひまする制約が加えられておるといふふうに理解をいたしておるわけでございます。○井堀委員 それで明らかにいたしましたように、やはりよつてもつところは労働組合法と共通したものの中に公企法という特殊性だけを公企法体系の中に求めておるといふのは、あなたも御承知のように立法の基本的な建前です。この基本的な建前から考えていきますと、団体交渉というものは労働運動の生命なんです。それを奪うということは非常に矛盾があるので、この法律に對しては議論があるわけですが、そこで労働省のように、こういう法律についての、特に労働局はその衝にある

わけでありませうが、公企労法の精神は、あくまで労使関係の平和の問題について一番強く求めている。民間企業と異なつて、企業の性格が公衆に及ぼす影響というものが敏感であるから、産業平和を維持するために、特殊の条件を設けたというにすぎないのです。この基本的な考え方からいいますならば、何でもかんでも理屈のつくものはへ理屈をつけて、争いをするというふうな事態の場合には、法律に照して、そういうものを排除するのが労働省というものの働き、特に労働局の任務はそこにあるわけですが、ところが、この十二月二十日付の通牒というものは、これはあなたが読めばすぐわかるのでございませう。三六協定をやつて、二四協定について、まだどうするかこうするといふようなことを言うに至つては、これはもうそこら辺の三百代言の争いに使われる議論なら別でありませうけれども、少くとも国鉄のような国家企業の最たるところで、こういうことで争ひをします迷宮に追ひ込むようなやり方をしておるものに対して注意を与えろということ、私は労働局の重要な任務だと思ふのです。その労働局が、法廷で、また労働委員会と争つておるから、ほかかぶりをするといい態度であつては、この労働局という機能をみずから放棄するようなことではないか。こういうところに大事な問題があるのです。あなたの先ほどの御説明によりますと、三つの疑問点に對してそれぞれ解釈を加えようとしておりますが、その解釈もつかない。その結論を委員会と裁判所に求めておる。裁判所がつくまでは、その労働争議というも

わけでありませうが、公企労法の精神は、あくまで労使関係の平和の問題について一番強く求めている。民間企業と異なつて、企業の性格が公衆に及ぼす影響というものが敏感であるから、産業平和を維持するために、特殊の条件を設けたというにすぎないのです。この基本的な考え方からいいますならば、何でもかんでも理屈のつくものはへ理屈をつけて、争いをするというふうな事態の場合には、法律に照して、そういうものを排除するのが労働省というものの働き、特に労働局の任務はそこにあるわけですが、ところが、この十二月二十日付の通牒というものは、これはあなたが読めばすぐわかるのでございませう。三六協定をやつて、二四協定について、まだどうするかこうするといふようなことを言うに至つては、これはもうそこら辺の三百代言の争いに使われる議論なら別でありませうけれども、少くとも国鉄のような国家企業の最たるところで、こういうことで争ひをします迷宮に追ひ込むようなやり方をしておるものに対して注意を与えろということ、私は労働局の重要な任務だと思ふのです。その労働局が、法廷で、また労働委員会と争つておるから、ほかかぶりをするといい態度であつては、この労働局という機能をみずから放棄するようなことではないか。こういうところに大事な問題があるのです。あなたの先ほどの御説明によりますと、三つの疑問点に對してそれぞれ解釈を加えようとしておりますが、その解釈もつかない。その結論を委員会と裁判所に求めておる。裁判所がつくまでは、その労働争議というも

のは、またそれから起ってくるいろいろな弊害というものは、公企労法が懸念しておるような事柄について、放任しておくという結果はなるわけでありまして、これはおそれるべき答弁だと私は思うのです。むしろ、こういうような事態があった場合には、こういうところにあつた方としては主張を求めて——干渉になることはいけません。労使関係の争いに介入をするということはいけませんけれども、そういうようなてがちゃんと出てきた場合、そこからやはり労使関係の公正な判断を推進するように、特に国鉄に働きかけるといふことが、むしろあなたの方の使命ではないかということがわれわれの質問の要旨なんです。それをあなたがいやこういうわけだから違法になりません、こういうわけだから仕事をしななくてもかんべんしてもらえんといううな言いわけをするのは、むしろ恥をさらす結果になるのではないかと。戦前、こういう労働者に対する保護規定もなければ、労働省のような労働者に対するサービス機関がない場合においても、取締り官庁の専門の警察が、労働争議調停法のようなものを適用した過去の歴史を見てもわかりますように、何とか労使関係を早く平和な状態に戻すためには、無理な理屈をつけてでも入り込んで、よい方向へ持っていくという例もあるくらいなんです。労働省設置法を読むまでもなく、あなたのお仕事というものは、こういうことが起ったときには、とんでもない話だということで、直ちに国鉄当局を呼んでしかるべき措置を指導されたり、またあなたがやるのが適当でなければ、あなたの上司には国務大臣

がちゃんとついておいでになるから、閣議でこういうものは当然問題にして、同僚である運輸大臣を通じて監督に出ていく条項ではないかということ、私どものあなたに対する質問の要旨なんです。大臣の答弁を求めたのもそこにあるのです。ところが、全部読んでいないからというお話をきく回答が延びた。あなたの御答弁を聞いて、私はまことに労働省の性格それ自身がいかかであるものであろうかという不安を感じざるを得ません。そういう意味で、これは大臣がおれば——先ほど滝井さんは、労働行政について大へんほめておいでになったけれども、こういうようなことでは国民からおしかりを受けなければならぬ。答弁をはずさないように、そういうところへ重点を置いて御答弁を願いたいと思ひます。

○亀井政府委員 井堀先生の御主張の御趣旨はよくわかるわけでございます。ただ問題は、先生は機関車労働組合が四三条三項違反の状態にあるということをお認めの上で、そういう御質問をなさっておられるのだらうと思ひますが、それだけにまたわれわれは、この四三条三項違反の状態にある労働組合というものについて、法律を正しく執行するわれわれの責任として、どうあるべきかということ、先生とまた違ひます立場から検討しなければならぬと思ひます。ところで、ところが問題、先ほど来申し上げておりますように、当事者間で争ひのありますことが、第三者の機関によって、今その内容について審査が行われ、あるいは調整が行われている段階でございまして、それに対して行政府が意見を述べますことは、第三者の判断を誤らせらる、あるいは第三者の結論に対して、われわれが不当に介入するというふうなことになるのでございまして、これは労働法の期待せざるべきところであります。そういう趣旨で、私としては先生のおしかりを受けるかもしれませんが、しばらく公労委なりあるいは地方調停委員会の結論を待ちたいというふうに御答弁申し上げた次第であります。しかし、それかといつてこの労使関係の紛争が、そのままの形でそのままていくか、あるいはそのまま放置してよろしいかという問題になると、私自身は私なりの考えを実は持つていての努力は私としても執つて参りました。しかし、あくまでもそれは第三者機関である公労委なり地方調停委員会の、そういう結論に介入しないような立場における努力をわれわれは考へてゐる次第であります。

○井堀委員 わかつたようなわからぬようなところもあるわけですが、私の言いたところは、労働省の立場をもっと広い立場で考える必要があらうと思ひます。あらゆる法律がそうでありましようが、行政官には、法律を運営する場合にかなり広い自由裁量が与えられてゐる。ことに労働行政については、労働省設置法の中でも、あなたの担当されております労使関係の問題については、かなり広い裁量が与えられ、同時に、その現実には、法律で把握できない、予測しがたい事態が刻々に起ってくるものです。そういうことをこの法律では読んでゐるわけですが、あなた方行政官の使命もそこにあるわけですが、具体的な例をとりましますならば、労働委員会がそのあつせんを行うにいたしましても、この機関にすべてがゆだねられてゐるわけではなくて、むしろその助力をしたり、あるいはそのための準備を整えたりするあなたのところのお仕事、かなり大きなファクターを占めてゐる。それをあなたは、しやくし定本にものを解釈されて、地労委に圧力を加えるとか、あるいは政治的な配慮を加えて干渉するというようなことは、それはもちろんいけません。しかし、こういう具体的な事実がある。これはさっきのあなたの答弁でも、よく読んでおられるようですか、内容をよく理解しておられると思ひますが、私があの三條を引用したのはそういう意味です。元來労働組合の常識というものはきまつてゐるじやありませんか。これは失礼な批判をするようでありましかども、機関車労働と当局との争ひは、私は本質を誤まつてゐると思ひます。もっと基本的な問題で取り組むべきであると思ひます。要するに、法律の条章にこだわら過ぎてゐる。団体交渉の術に當るべき人が、公企労法に基いて、その従業員で、いかにも資格を失つたからといふことで、しかもそれは全然資格がないのでなくて、資格のあつた者が、一方が解雇という処分に出て問題が起つてゐる。その処分に対して、一方は反対を唱へてゐるのである。争ひはむしろそこにある。だから、その解雇が正当であるかといふかといふことについては、当然労働者の基本的な権利として異議を唱へることができるといふのです。これに対して争ひをしてゐるのです。だから、それを委員会で争うとか、法廷で争うとかいふことについては、私は批判を避

けるのであります。事態をそういうところに持ち込まないようには解決していくことがこの法律の使命なのです。ここに本質的なものがあるのだから、その本質の上から、こういう事態が起つたときには、私は行政庁というのは積極的な活動を開始するいい機会だと思ひます。それをあなたのように、いかにも危うきに近寄らずという——物事に大事をとるのはいかんなことであるが、自由裁量のよき方向というものは法律に基本精神がある。憲法にも基本的なものであるわけでありまして、それから、こういう点で私は、もっと正しい判断を下してしかるべきじやないかといふことで質問をしたわけでありますが、問題は政策の論議にもなるかと思ひますので、いづれ機会を得てまた大臣から御答弁をいただこうかと思ひます。法律解釈についても、労政局長としての判断は、もっと労働行政の基本的なものに立ち戻つて、正確な判断、積極的な行為をされるよう期待いたしておきます。

○亀井政府委員 労働法第三条によりまして政府は「労働関係の当事者が、これを自主的に調整することに助力を与へ、これによつて争議行為をできるだけ防止することに努めなければならぬ」との御主張の御趣旨はよくわかるのでございまして。われわれもできるだけそういう方向に進みたいと思ひますが、問題が法律上の問題になつて参りますと、事実問題を離れましていろいろむづかしい問題が出て参ります。しかもそれ自体が現に裁判所において争われ、あるいは第三者機関において争われるという場合におきますわれわれの力の及ぶ限界がありますことも、先生御承

本日はこれにて散会いたします。
午後三時二十四分散会

知の通りでございます。しかもこの問題は、四条三項違反をいかにして直すかというのが法律執行者としてのわれわれの責任でございます。そのためには去年以来実はたびたび機会があったわけでございます。機会がありましたし、またわれわれはその機会を利用すべく陰ながら期待をいたしておったわけでありすが、残念ながら今日までその機会が利用されなかったというところにもやはり問題がありますことを、先生どうか御了承をいただきますと思うのでございます。そういう事情がございますので、われわれは先ほど申し上げましたように、公労委なり地方調停委員会なりにまかせっぱなしで事が片づくというふうには考えておりません。われわれはわれわれなりに何らかのこれに対する解決が期待されることを念願をいたしておる次第でありまして、その努力もいたしたいというふうに考えております。

○井堀委員 この問題は、先ほどの御答弁でわかりますが、できれば一度国鉄当局と、直接監督の地位にあります運輸大臣と労働大臣立ち会いのところで、労働法の正しい運営がどうあるべきかという点を、もっと掘り下げて政府の所見を伺い、また問題をできるだけすみやかに解決するという方向に法律の解釈なり運営をすべきであるという建前の上に立って質問いたしたいと思ひますので、本日は皆さんおそろいが困難でもありますから私の質問は保留しておきます。

○森山委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○森山委員長 速記を始めて。

昭和三十三年三月八日印刷

昭和三十三年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局